

【付録2.3】

地域情報プラットフォーム準拠確認チェックリスト：「GISユニット」

申請先：一般財団法人全国地域情報化推進協会 事務局

「GISユニット」製品 PF準拠確認チェックリスト 準拠登録申請書(表紙)

(a) 申請日(西暦年月日)

(b) 申請区分(新規、修正、破棄)   
登録番号(修正、破棄の場合)

(c) 申請者  
団体名   
団体のURL   
APPLIC会員番号   
申請者(窓口)  
所属   
役職   
氏名   
住所   
TEL   
E-mail

(d) 製品  
代表製品名

申請先：一般財団法人全国地域情報化推進協会 事務局

「GISユニット」PF準拠確認チェックリスト

APPLIC 登録番号：  ★APPLICで記載

※赤部分は、V2.7からV2.8の変更部分を示す。

(1) 対象標準とバージョン

APPLIC-0002-2013

- ・GIS共通サービス標準仕様V2.3
- ・プラットフォーム通信標準仕様V2.3

(2) PF準拠確認対象製品やシステムの情報と連絡先

(a) 申請日(西暦年月日)：

(b) 申請区分(新規、修正、破棄)：

(c) 申請者

団体名：  ★識別キー項目1  
 団体のURL：   
 APPLIC会員番号：  (識別キー項目3つでユニークになるように申請者が指定する)

(d) 製品情報

製品説明のURL：   
 代表製品名：  ★識別キー項目2  
 複数製品で構成する場合は追記：  
 複数製品で構成する場合は追記：  
 複数製品で構成する場合は追記：

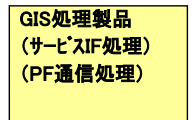
製品識別情報(バージョン等)：  ★識別キー項目3

リリース日(予定)(西暦月日)：

対応OS：

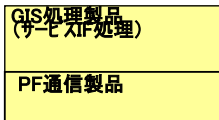
製品の形態((1)型から(4)型)：

全て同一提供者  
(PF通信内部実装型)



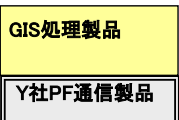
(1)型

全て同一提供者  
(製品分離型)



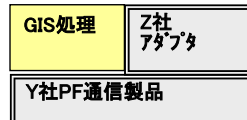
(2)型

Y社製品を  
前提製品として申請



(3)型

Y社、Z社の製品を  
前提製品として申請



(4)型

Z社アダプタにより、GISユニットサービスIF処理を実現

前提となるPF通信製品

前提PF通信製品名：  ※1

前提PF通信製品名：  ※1

前提のアダプタ製品名：  ※2

※1 (2)型から(4)型の場合、既に、準拠登録申請してあるPF通信機能を実装する製品名を記載する。  
 ※2 (4)型の場合、GISユニットのサービスインタフェースを実現するアダプタ製品の製品名を記載する。

(3) PF準拠確認チェック項目(準拠ルール)

◎:対応、○:制約のあるもの(制限事項をシートの最後の備考欄に記載する！)

番号	要件	準拠ルール	必須/選択	製品・システム確認	APPLIC 確認欄
1	地名辞典サービス	GISユニットは地名辞典サービスを実装し、他業務にサービスを提供できること	必須	◎	○
1-1	地名辞典サービスの基本機能	地名辞典サービスは、次に示す機能を提供すること ただし、“選択”の機能の提供は任意でよい	必須	◎	
1-1-1	地理識別子検索機能	地名辞典サービスは、地理識別子検索機能を提供すること	必須	◎	
1-1-2	場所インスタンス取得機能	地名辞典サービスは、場所インスタンス取得機能を提供すること	必須	◎	
1-1-3	場所インスタンス登録機能	地名辞典サービスは、場所インスタンス登録機能を提供すること	選択		
1-1-4	場所インスタンス更新機能	地名辞典サービスは、場所インスタンス更新機能を提供すること	選択		
1-1-5	場所インスタンス削除機能	地名辞典サービスは、場所インスタンス削除機能を提供すること	選択		
1-1-6	サービスメタデータ取得機能	地名辞典サービスは、サービスメタデータ取得機能を提供すること	選択		
1-2	地名辞典サービスの場所インスタンス関連機能	地名辞典サービスは、次に示す機能を任意で提供すること	選択		
1-2-1	地理識別子変換機能	地名辞典サービスは、地理識別子変換機能を提供すること	選択		
1-2-2	場所インスタンス関連検索機能	地名辞典サービスは、場所インスタンス関連検索機能を提供すること	選択		
1-2-3	場所インスタンス関連登録機能	地名辞典サービスは、場所インスタンス関連登録機能を提供すること	選択		
1-2-4	場所インスタンス関連削除機能	地名辞典サービスは、場所インスタンス関連削除機能を提供すること	選択		
1-3	地名辞典サービスのインタフェース	地名辞典サービスは、附録1.2.1のWSDL定義に従ったインタフェースによる機能を提供すること	必須	◎	
1-4	GISDB(地名辞典)	GISユニットは、地名辞典サービスのインタフェース定義に準拠したサービスができるようにGISDBで地名辞典を蓄積・管理できること	必須	◎	

【付録2.3】

地域情報プラットフォーム準拠確認チェックリスト: 「GISユニット」

1-5	地名辞典データの交換	GISDB内の地名辞典データは、異なるGISユニット間で交換できる必要があり、GISユニットは、以下の機能を提供できること	必須	◎	
1-5-1	交換用地理空間データエクスポート機能(地名辞典)	附録3で規定されるスキーマ仕様に従って、GISDB内の地名辞典データを、交換用地理空間データへ符号化してエクスポートできること	必須	◎	
1-5-2	交換用地理空間データインポート機能(地名辞典)	附録3で規定されるスキーマ仕様に従って、交換用地理空間データを復号化して、GISDB内の地名辞典データとしてインポートできること	必須	◎	
1-5-3	座標参照系と座標の表記	「6.2 座標参照系と座標の表記」で定められた、座標参照系と座標の表記に従った地名辞典データの交換ができること	必須	◎	
2	地図表示サービス	GISユニットは地図表示サービスを実装し、他業務にサービスを提供できること	選択		
2-1	地図表示サービスの基本機能	GISユニットが地図表示サービスを提供する場合、地図表示サービスは次に示す機能を提供すること。 ただし、「選択」の機能の提供は任意でよい	条件付 必須(※1)		
2-1-1	地図画像取得機能	地図表示サービスは、地図画像取得機能を提供すること	選択		
2-1-2	地図画像URL取得機能	地図表示サービスは、地図画像URL取得機能を提供すること	条件付 必須(※1)		
2-1-3	凡例画像取得機能	地図表示サービスは、凡例画像取得機能を提供すること	選択		
2-1-4	地物情報取得機能	地図表示サービスは、地物情報取得機能を提供すること	選択		
2-1-5	サービスメタデータ取得機能	地図表示サービスは、サービスメタデータ取得機能を提供すること	選択		
2-2	地図表示サービスの主題図機能	GISユニットが地図表示サービスを提供する場合、地図表示サービスは次に示す機能を任意で提供すること。	選択		
	主題図画像取得機能	地図表示サービスは、主題図画像取得機能を提供すること	選択		
	主題図画像URL取得機能	地図表示サービスは、主題図画像URL取得機能を提供すること	選択		
2-3	地図表示サービスのインタフェース	地図表示サービスは、附録1.2.2のWSDL定義に従ったインタフェースで機能を提供すること	条件付 必須(※1)		
2-4	GISDB(地図データ)	GISユニットは、地図表示サービスのインタフェース定義に準拠したサービスができるように、GISDBで地図データを蓄積・管理できること	条件付 必須(※1)		
2-5	地図データの交換	GISDB内の地図データは、異なるGISユニット間で交換できる必要があり、GISユニットは、以下の機能を提供できること	選択		
2-5-1	交換用地理空間データエクスポート機能(地図データ)	自治体で定めるスキーマ仕様に従って、GISDB内の地図データを、交換用地理空間データへ符号化してエクスポートできること (※本項目を「対応」とした場合、GISユニット製品が対応可能なスキーマ仕様について備考欄(前提条件や制限事項)に記載のこと)	条件付 必須(※2)		
2-5-2	交換用地理空間データインポート機能(地図データ)	自治体で定めるスキーマ仕様に従って、交換用地理空間データを復号化して、GISDB内の地図データとしてインポートできること (※本項目を「対応」とした場合、GISユニット製品が対応可能なスキーマ仕様について備考欄(前提条件や制限事項)に記載のこと)	条件付 必須(※2)		
2-5-3	座標参照系と座標の表記	「6.2 座標参照系と座標の表記」で定められた、座標参照系と座標の表記に対応した地図データの交換ができること	条件付 必須(※2)		
3	PF通信機能	PF通信標準仕様のPF通信機能を持つこと	必須	◎	○
3-1	SOAP通信	PF通信標準仕様のPF通信機能(SOAP)を持つこと	必須	◎	
3-2	XML処理および共通ヘッダ処理	PF通信標準仕様のXML定義仕様を満たすXMLの処理、及び、プラットフォーム通信標準仕様として公開されるXMLスキーマにて定義される共通ヘッダの処理ができること	必須	◎	
3-3	メッセージ交換パターン	PF通信標準仕様のメッセージ交換パターンの1つである「リクエスト・レスポンス型同期型レスポンス」のPF通信を行えること	必須	◎	

注(※1): 「2 地図表示サービス」を提供する製品として登録する場合、必須機能である。  
注(※2): 「2-5 地図データの交換」に対応できる製品として登録する場合、必須機能である。

備考欄(前提条件や制限事項)

--	--	--	--	--	--